

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	「1、2号機振動診断他（単価契約）業務委託」において、9月～10月実施分の委託業務依頼票への単価の誤記による委託費用の過払いが認められたため、原因調査及び対応検討	GⅡ	
2	1号機	中央制御室設置の現場監視用テレビカメラ装置において、原子炉建屋5階東側エリアの画像に映像不良（チラツキ）が認められたため、当該装置を点検・修理	対象外	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニットへの窒素ガス充填配管用圧力調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	使用済燃料プール内への水中カメラ校正用金属板の落下が認められたため、当該金属板を回収し、当該金属板の部品に紛失のないこと及びプール内への落下中に接触した可能性のある中性子源ホルダと燃料プール内底部が健全であることを確認した。 今後、原因調査及び対応検討	GⅡ	
5	1号機	中央制御室制御盤に設置されている原子炉格納容器（ドライウエル）温度記録計に定時印字の際に動作不良が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン低圧側配管修理における溶接事業者検査成績書の「溶接検査計器リスト」に一部誤記が認められたため、当該検査成績書に計器リストの正誤表を添付	GⅢ	
7	3号機	制御棒駆動水圧系ポンプ入口側フィルタのベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器（B）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
9	5号機	原子炉格納容器内弁ステム漏えい温度記録計の打点No. 12用温度検出器（給水系止弁（V-29B）ステム漏えい温度）に動作不良（ハンチング）が認められたため、当該温度検出器を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	中央制御室制御盤に設置されている復水脱塩装置出口導電率指示計に指示値不良が認められたため、当該導電率指示計を点検・修理	GⅢ	
11	5号機	不活性ガス系窒素ガス供給装置に「常用補給用加熱器温度高」を示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
12	5号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）入口側ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
13	6号機	廃棄物処理建屋中央制御室制御盤内の濃縮廃液貯蔵タンク希釈水供給弁用ケーブル端子台の端子番号表示部に破損が認められたため、当該部を修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	タービン建屋屋外東側配管トレンチ内において、水の漏えいを示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討	G III	
15	6号機	原子炉建屋換気空調系非常用高圧配電盤室空調機（B）の起動時、「風量低」を示す警報の発生と同時に自動停止したため、原因調査後、対応検討	G III	
16	6号機	廃棄物処理建屋蒸留水受けタンク室南側壁面上部の配管貫通部付近より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）入口弁に閉動作不良（3%開度で動作停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
18	集中環境施設	サプレッションプール水サージタンク建屋換気空調系の機器エリア排気処理装置（B）の点検において、中性能フィルタに一部破損（3枚中、1枚の破れ）が認められたため、当該フィルタを交換	G III	
19	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒設備の冷却用送風機（B-B）入口弁の本体と駆動部の接続部より、微量のエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	集中環境施設	ろ過水供給系流量積算計の点検において、同流量積算計の入口弁または出口弁、もしくは、その両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
21	その他	使用済燃料共用プール建屋1階（管理区域）のトラックエリアに設置されている火災報知器（No. 27）に誤動作が認められたため、当該火災報知器を点検・修理	G III	